

# 笠間市被災住宅復興支援利子補給補助事業の期間延長 《融資額の利子の一部を補助します》

市では、東日本大震災により被害を受けた住宅等を金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象に、借入れにかかる利子の一部を補助しています。より多くの被災者の負担軽減を図るため、事業実施期間を平成27年3月31日まで延長しますのでご活用ください。

## ■対象者（次のすべてに該当する方となります）

1. 自己または親族の所有する住宅が、大規模半壊、半壊、一部損壊のいずれかの「り災証明書」を受けており、震災発生時に自己または親族がその住宅に居住していた方。ただし、被災住宅を解体し、被災者生活再建支援金の支給を受けた場合は除きます。
2. 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設、購入または被災宅地の復旧工事を市内で行う方。
3. 平成23年3月11日以降に独立行政法人住宅金融支援機構や銀行法第2条で定める「銀行」または協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める「協同組合金融機関」等と金銭消費貸借契約を締結し、平成27年3月31日までに融資を受けた方。
4. 市税等を滞納していない方。
5. 同様の利子補給を他から受けていない方または受けようとしていない方。

## ■利子補助額

年利2%に相当する額（2%未満の場合はその利率）\*毎月の融資残高より算出

[利子補給対象融資限度額]

住宅復旧（補修・建設・購入） 640万円

※住宅に被害がなく、宅地みの復旧工事を実施する場合は390万円

※住宅と宅地の復旧工事を実施する場合は1,030万円

## ■補助期間

償還開始の月から5年以内（ただし、無利子期間または利子支払の猶予期間等がある場合には、当該期間を含め5年以内）

## ■申請期間

平成27年12月28日（土日・祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

## ■申請場所

都市計画課

※申請書は都市計画課窓口、各支所地域課に用意してあります。また、笠間市ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.city.kasama.lg.jp/>

【問合せ】都市計画課（内線588）